

第72回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

令和5年3月9日 開会

伊方町議会

第72回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和5年3月9日
招集の場所	伊方町庁舎4階議場
開会（開議）	3月9日 10時00分宣告
出席議員	1番 田村 義孝 2番 加藤 智明 3番 高月 芳人 4番 木嶋 英幸 5番 末光 勝幸 7番 清家慎太郎 8番 福島 大朝 9番 菊池 隼人 10番 山本 吉昭 11番 中村 敏彦 12番 吉川 保吉 13番 阿部 吉馬 14番 小泉 和也
欠席議員	なし
欠 員	6番
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 井上 恵隆 書記 藤川 輝之 書記 篠川 俊一 書記 松澤 広明
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和 総 務 課 長 橋本 泰彦 危 機 管 理 監 谷村 栄樹 総 合 政 策 課 長 菊池 嘉起 町 民 課 長 林 栄作 保 健 福 祉 課 長 中田 克也 農 林 水 産 課 長 菊池 暁彦 観 光 商 工 課 長 清水 浩二 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 田中 洋介 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 良二 教育委員会事務局長 阿部 茂之 中央公民館長 上田 時茂
町長提出議案の項目	議案第3号 伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定について 議案第4号 伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第5号 伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について 議案第6号 伊方町製氷施設条例の一部を改正する条例制定について 議案第7号 伊方町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について 議案第8号 伊方町文化交流施設設置条例制定について 議案第9号 令和4年度伊方町一般会計補正予算（第10号） 議案第10号 令和4年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 議案第11号 令和4年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第2号） 議案第12号 令和4年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3 号） 議案第13号 令和4年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第4号） 議案第14号 令和4年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） 議案第15号 令和4年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第1号）

	議案第 16 号 令和 4 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 1 号)
	議案第 17 号 令和 4 年度伊方町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
	議案第 18 号 令和 5 年度伊方町一般会計予算
	議案第 19 号 令和 5 年度伊方町国民健康保険特別会計予算
	議案第 20 号 令和 5 年度伊方町学校給食特別会計予算
	議案第 21 号 令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算
	議案第 22 号 令和 5 年度伊方町介護保険特別会計予算
	議案第 23 号 令和 5 年度伊方町公共下水道事業特別会計予算
	議案第 24 号 令和 5 年度伊方町小規模下水道事業特別会計予算
	議案第 25 号 令和 5 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
	議案第 26 号 令和 5 年度伊方町風力発電事業特別会計予算
	議案第 27 号 令和 5 年度伊方町水道事業会計予算
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第 21 条)
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。(会議規則第 127 条)
	1 番 田村 義孝議員
	2 番 加藤 智明議員

伊方町議会第72回定例会議事日程（第1号）

令和5年3月9日（木）
午前10時00分 開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「定期監査報告及び例月現金出納検査結果報告」
「慶事報告」

第 4 一般質問

第 5 伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（議案第3号）

第 6 伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（議案第4号）

第 7 伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について（議案第5号）

第 8 伊方町製氷施設条例の一部を改正する条例制定について（議案第6号）

第 9 伊方町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について（議案第7号）

第10 伊方町文化交流施設設置条例制定について（議案第8号）

第11 伊方町議会基本条例制定について（発議第1号）

第12 伊方町議会個人情報保護条例制定について（発議第2号）

第13 令和4年度伊方町一般会計補正予算（第10号）（議案第9号）

第14 令和4年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（議案第10号）

第15 令和4年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第2号）（議案第11号）

第16 令和4年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）（議案第12号）

第17 令和4年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第4号）（議案第13号）

第18 令和4年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（議案第14号）

第19 令和4年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第1号）（議案第15号）

第20 令和4年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
（議案第16号）

第21 令和4年度伊方町水道事業会計補正予算（第2号）（議案第17号）

- | | | |
|-------|------------------------------|------------|
| 第 2 2 | 令和 5 年度伊方町一般会計予算 | (議案第 18 号) |
| 第 2 3 | 令和 5 年度伊方町国民健康保険特別会計予算 | (議案第 19 号) |
| 第 2 4 | 令和 5 年度伊方町学校給食特別会計予算 | (議案第 20 号) |
| 第 2 5 | 令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算 | (議案第 21 号) |
| 第 2 6 | 令和 5 年度伊方町介護保険特別会計予算 | (議案第 22 号) |
| 第 2 7 | 令和 5 年度伊方町公共下水道事業特別会計予算 | (議案第 23 号) |
| 第 2 8 | 令和 5 年度伊方町小規模下水道事業特別会計予算 | (議案第 24 号) |
| 第 2 9 | 令和 5 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計予算 | (議案第 25 号) |
| 第 3 0 | 令和 5 年度伊方町風力発電事業特別会計予算 | (議案第 26 号) |
| 第 3 1 | 令和 5 年度伊方町水道事業会計予算 | (議案第 27 号) |

1 散 会 宣 告

開会宣告（10時00分）

○議長（小泉和也） おはようございます。これより、伊方町議会第72回定例会を開会いたします。

只今の出席議員は、13名であります。

よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（小泉和也） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 本日ここに、伊方町議会第72回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、感謝を申し上げる次第でございます。

また先ほど、永年のご功績により表彰を受けられました阿部吉馬議員に対し、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さらに、議員各位におかれましては日頃から、町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、伊方町における最重要課題は、人口減少対策であり、この課題先進地である伊方町は、日本のどこよりも新しい「やり方」の追求が重要だと考えております。そのためには、現在策定をしております「伊方町人口減少対策重点戦略」で掲げている3つの未来像の「健康長寿の町」、「子育て支援の町」、「デジタルライフの町」を目指し、官民連携のもと、これらの着実な具現化が、今後の伊方町を左右するといっても過言ではなく、まさに、令和5年度は、「人口減少対策元年」と言えると思っております。議員各位におかれましては、今後とも、ご支援、ご協力を賜りたく、よろしく願いをいたします。

一方、新型コロナに関しましては、本日、ワールドベースボールクラシックの日本代表の初戦が行われますが、この様なスポーツ界の話題を目にいたしますと、本格的なウィズコロナの到来に、明るい兆しを実感をいたしております。町といたしましても、コロナ対策を行いつつも、来年度完成予定の「佐田岬半島ミュージアム」、「亀ヶ池温泉」をきっかけに、誘客を通じ、賑わいの回復に大いに期待をいたしているところでございます。

さて、今定例会には、伊方町第2次総合計画後期基本計画を基本に、令和5年度に取り組む施策を、当初予算案に盛り込んでおりますので、人口減少対策をはじめ新規事業の一端を申し述べさせていただきます。

まず「保健・医療・福祉」の分野につきましては、子育て支援の更なる充実を図るために、給食材料費の高騰により、給食費の値上げを検討せざるを得ない状況の中、これを契機に、本来自己負担すべき額の半額を、町が補助することにより、経済的負担を軽減するための「学校給食費補助事業」に取り組んでまいります。

次に、「社会基盤の充実」の分野につきましては、「生活環境の充実」に向けて、悪化する亀ヶ池の水質を改善し、近隣住民の生活環境の向上を図るため、水質分析等を実施し、今後の改善方法の検討に取り組んでまいります。

次に、「防災・減災」の分野につきましては、町と八幡浜医師会との協定に基づき、災害時の医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材を購入し、有事の際に、円滑な医療救護体制を整備いたします。

次に、「移住・定住」の分野につきましては、「U・I・Jターン移住促進」といたしまして、共同住宅、店舗併用共同住宅等の複合住宅の建設、改修を支援し、民間資金を活用した賃貸住宅の建設等を促進する「民間賃貸住宅整備支援事業」に取り組んでまいります。

次に、「産業・観光」の分野につきましては、「農業の振興」を図るため、旧伊方学校給食センターの施設を有効活用し、町内で捕獲した有害鳥獣を地域資源として活用することを目的に、解体処理及び精肉加工を行うための「獣肉処理加工施設」の整備に取り組んでまいります。

また、「観光の振興」を図るため、旅行業の登録を行っております佐田岬観光公社と連携をし、旅行商品の造成やPR等に注力し、実需を創出するとともに、SDGsに基づく脱炭素社会への取り組みとして、主要な観光施設にEV急速充電器を整備いたします。

次に、「教育・スポーツ・文化」の分野につきましては、「学校教育の充実」を図るため、昨年9月の台風14号の影響により破損をいたしました、三崎小中学校体育館屋根の抜本的な補強改修を実施し、児童生徒・教職員等の安全対策を図ります。

また、「生涯スポーツの活性化」を図るため、老朽化により機能が十分に果たせていない三崎総合体育館の照明設備について、LEDへの改修を行うことで、利用者の安全性・利便性の向上を図ってまいります。

次に、「住民協働・行財政」の分野につきましては、令和7年度に合併20周年の節目となる記念事業として、これまで受け継がれてきた歴史・伝統・文化・産業・自然などの魅力を将来に語り継いでいくことにより、将来のまちづくりを推進するため「新伊方町誌編纂事業」に取り組んでまいります。

他にも、重要施策事業として位置付けております、「民間と連携した施策の推進」として、「伊方町チャレンジフィールドプロジェクトの推進」や、「デジタル技術の利活用推進に関する連携」、さらには、町のイメージを向上させ、ターゲットとする人々から「選ばれる佐田岬」の実現に向けた「タウンプロモーション」などにも取り組んでまいります。

次に、伊方発電所について申し上げます。ご案内のとおり、伊方3号機は現在、第16回定期検査を行っております。町では、前回の定期検査中に発生した連続トラブルを踏まえ、定検作業の要所所で職員を立会させるなど、安全監視体制を強化してまいりたいと考えております。また、昨年8月に四国電力から事前協議の申し入れがありました、使用済樹脂貯蔵タンクの増設計画につきましては、先月8日に国から許可がなされましたが、今後、議会の皆様のご意見をいただきながら、

町として、計画の是非について判断をいたしたいと考えておりますので、引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・条例制定に関する議案が、6件
- ・令和4年度一般会計及び特別会計補正予算が、9件
- ・令和5年度一般会計及び特別会計当初予算が、10件
- ・工事請負契約の変更締結に関する議案が、1件
- ・その他が、1件
- ・人事に関する議案が、2件でございます。

いずれも、町政を進める上で、非常に重要な案件でございます。

会期中よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

どうぞ、よろしくお願いをいたします。

議事日程報告

○議長（小泉和也） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしがいまして、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（小泉和也） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番 田村義孝議員、2番 加藤智明議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（小泉和也） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、8日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（小泉和也） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手元に配布しておりますとおり、監査委員から地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告書並びに同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、慶事報告をいたします。先ほど、伝達を行った全国町村議会議長会表彰については、阿部吉馬議員が同議長会の表彰規定に基づき、27年以上在籍し、功労のあった議員として、表彰されました。

また、阿部議員は、去る2月20日愛媛県政発足150年記念式典において、愛媛県政発足記念日知事表彰も受けられましたので、ご報告いたします。阿部議員の今後益々のご活躍を祈念申し上げ、慶事報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（小泉和也） 日程第4「一般質問」お手元に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、末光勝幸議員、加藤智明議員、木嶋英幸議員、田村義孝議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し一つの大綱につき、2回以内と定めます。

初めに、末光勝幸議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（小泉和也） 末光議員

○議員（末光勝幸） それでは、議長よりお許しを賜りましたので、今回は全国的にも問題になっております空き家対策についてお伺いをいたします。

大綱1「空き家対策について」1月31日現在、伊方町の世帯は4,431世帯、人口は8,372人となっています。令和3年度伊方町空き家等実態調査によりますと、伊方地域471戸、瀬戸地域400戸、三崎地域426戸と合計1,297戸の空き家が報告されています。

今後も人口の減少が予想されることから、空き家の数は更に増加していくことが見込まれます。県レベルでも愛媛県は、全国で7番目に空き家が多く、129,800戸、18.2パーセントの空き家となっています。全国でも349万戸の空き家、貸付とか売却用の多さを含めましたら、849万戸の空き家があります。取り壊さないで空き家が増える原因として、取り壊し費用が高額になることと、取り壊した後の固定資産税が4倍から6倍になることから、空き家が増える原因とも言われております。

中でも、町内には放置されて倒壊の危機にある空き家が155戸もあると報告されています。また、後継者もなく、町への買い取りや寄付を申し出る方々も多いと聞き及んでいます。住宅だけでなく、比較的大きな建物が空き家となり、廃墟となっていくことは、町の活力、美観からも懸念されることが多くあります。

そこで、伊方町における空き家対策について、どのような施策が講じられているのかを伺いいたします。

○議長（小泉和也） 只今の末光議員の一般質問大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の大綱1「空き家対策について」のご質問にお答えをいたします。

議員ご紹介のとおり、令和3年度伊方町空き家等実態調査によりますと、町内には、1,297戸の空き家が報告されており、今後の人口減少も踏まえ、倒壊の危機にある空き家も含め、更に増加していくことが見込まれ、これの対策が急務となっております。

さて、ご質問の「伊方町における空き家対策について、どのような施策が講じられているのか」でございますが、町といたしましては、「除却」と「活用」の両面に取り組んでおります。

まず、「除却」に関しましては、老朽化し危険な空き家を対象に、町単独の事業と、国・県の補助を受けて実施する補助事業の2種類の除却事業により、除却を行った空き家所有者等に対して補助金を交付いたしております。

単独事業につきましては、平成23年度に制度を開始して以降、今年度の実績見込みを含め、これまでに128件、補助事業につきましては、平成28年度に制度を開始して以降、今年度の実績見込みを含め、124件の実績があり、近年は両事業をあわせて年間30件程度で推移しております。

両事業の制度といたしまして、単独事業につきましては、除却にかかる工事費の2分の1、上限50万円を補助するもので、補助事業につきましては、採択要件に「倒壊時に避難等に支障を来たすおそれのあるもの」等の制約がありますが、工事費の5分の4を、上限なく補助いたしております。

なお、補助事業につきましては、県内では伊方町のみ、補助金の上限を設けておらず、単独事業とあわせて非常に充実した補助制度となっております。

除却は、あくまで空き家所有者等の判断に委ねられるため、引き続き所有者等へのアプローチを行うなど、現行制度を活用した更なる除却の促進に努めてまいります。

また、除却により、住宅用地特例が受けられなくなり、固定資産税の増額が懸念され、これが、実施には踏み切れない要因としても考えられますので、住宅除却に係る固定資産税の減免制度を検討してまいりたいと考えております。

一方で、「活用」に関しましては、空き家の中でも活用可能な物件については、町が運営する「空き家バンク」を通じた流通促進に取り組んでおり、町内の空き家や空き地の情報を収集し、所有者と活用希望者のマッチングを図ることで、空き家の発生抑制とあわせて、移住定住者の住宅確保に努めているところでございます。

空き家バンクでの成約件数は、これまでに16件、現在、町のホームページには24件の空き家等を掲載しており、活用可能な物件確保に向けては、毎年、固定資産税の納税通知書に合わせ、空き家バンクのチラシを同封するなど、効果的な制度周知に取り組んでいます。

また、既存の空き家の改修等による利活用の促進を進めており、移住者向けの住宅整備として、町が空き家を所有者から借り上げて改修し、移住希望者に貸し出す「空き家活用住宅整備事業」につきましては、これまでに4件の整備を行っており、今年度新たに、中浦地区と中之浜地区の2件の整備を進めているところでございます。

なお、令和5年度からは、個人や事業者が実施する、空き家を活用した賃貸住宅の整備に対する支援も計画しており、引き続き、移住・定住を推進するために重要な資源として、空き家の有効活用に取り組んでまいります。

以上、末光議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。末光議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（小泉和也） 末光議員

○議員（末光勝幸） 只今の答弁で工事費の5分の4を上限なく補助していると伊方町独自の政策のご紹介もありました、大変ありがたいことだと思っております。それで、今年の2月末の伊方町の人口は8,347人で、4,424世帯にさらに減っております。1,297戸の空き家と155戸の倒壊のおそれのある家屋がありますが、制度を利用して、毎年30件程度の取り壊しがあるとの答弁でした。仮に、現在の空き家1,297戸を毎年30件壊してでも43年かかります。その間に空き家はさらに増え、2033年には全国の住宅3戸に1戸が空き家になることを野村総合研究所が試算しています。伊方町のような過疎と高齢化の進んだ町におきましては、さらに早いペースでそういった状況になることが予測されます。さらに、近い将来において、南海トラフ大地震も予測され必ず起きると言われております。そういった災害時に安全に避難できること、日常生活が安全に過ごせるために、いわゆる管理不全空き家といわれるような取り壊しの必要な家屋は、早期に取り壊していく必要があります。

来年度から新築家屋へ助成を100万から200万に増額が予定されていますが、壊すほうに目を向けると危険家屋と認定されないまでも、取り壊す必要のある家屋に現在の危険家屋に補助される50万の半額の25万を補助して、仮に1,000件の空き家を取り壊しても2億5千万円であります。現在の伊方町には150億近い諸々の基金があります。活きた金の使い方という意味から、所有者が希望するすべての空き家の取り壊しに助成をして早期に安心安全の町づくりに取り組む考えはないのか、伺いたいと思います。

○議長（小泉和也） 只今の末光議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員、ご指摘のとおり空き家対策については、当町に対しまして、大変重要な課題として、捉えているわけでございます。その中で、危険家屋については、先ほど答弁させていただきましたように町の事業、あるいは国、県の事業で対応をして、できるわけでございますけれども、危険家屋の判定までにならない空き家等について、今後どうするのか、そういう件のご質問であろうかというふうに思います。その点につきまして、持ち主が希望する場合は、除却の方向にもって行っていただきたいという思いは、当然でございます。ただ、その一方で危険家屋で住民に危険が及ぶ事業については、町の税金を使って、除却するという事は、一定の理解が得られ

るだろうと思いますけれども、危険住宅に該当しない個人の財産のみに対して、町の税金を使ってこれを除却するっていうことの是非の議論も一方ではあるんじゃないかなというふうに思っております。が、しかしながら、一方で南海トラフ大地震の対応も含めてそういった空き家の整備っていうのは、非常に重要な課題というふうに捉えておりますので、今後それらの今現在の対象外の空き家について、どういった対応をすべきなのか、町としてもその問題を真剣に捉えて検討をして、どういった対応をとれるのか、税金を投入することが町民の皆さんのご理解をいただけるのかどうなのか。そういったところを含めて、検討をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（小泉和也） 末光議員

○議員（末光勝幸） 先ほどのご答弁の中で、町税等を投入することにおきまして、町民の理解を得られるかというようなご懸念を披露されましたが、私は町民は比較的理解していただけるというふうに楽観をしております。

現在第211回だったと思いますが、国の通常国会におきましても、この空き家対策の特別措置法改正案が2015年の施行以来初めて改正の議論がなされており、法改正案は既に3月3日に閣議決定をされて、さらに今国会で成立する予定でございますが、その中身を見ますと、市町村がNPOが連携しやすい仕組みを作る、市町村がNPOや民間団体を支援法人指定し、所有者からの相談に応じたり、物件のマッチングを務めたりできるようにするということと、放置される家屋等に増税を行う特例をみならず、そのようなことが二本柱だと思いますが、この最初の答弁の中に所有者とのアプローチを行うというようなこともありました。全国の先進事例におきましては、既にNPOとかそういったものをつくって、それぞれに支援金をいただいて見守って、空き家等の危険家屋を見守っているというような事例もたくさんあります。神奈川県とか島根県出雲市とかあるいは酒田市とか全国にいろいろあります。

こうした法制改正がなされるのを機会に、伊方町におきましてもぜひ先進的なそういったものをいろいろとスカラとかプロジェクトマネージャーとかをご助言いただいておりますけれども、そういった方々の力を借りて、この伊方が危険家屋がいち早く脱却すると、そのような仕組みをぜひとも打ち立てていただきたい。

町長さんの当初の挨拶にございましたけれども、人口減少大変な問題でございます。それに続いてこの空き家対策、これもそれに続くような大事な問題だと思いますので、しっかりと対応をお願いいたします。

○議長（小泉和也） 只今の末光議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議員ご指摘のとおり、国においては3月3日の閣議において、これは放置さ

れている空き家に対して減免措置の適応をかぶず、いわゆる通常の税金を取るということで、増税の部分で空き家を減らしていこうという方向でやるというふうに認識をいたしております。

そういった国の動きに対して、町として今度は例えば2億5,000万、末光議員の試算によりますと1,000軒全部やるとして、2億5,000万、25万円補助すればかかるよと。2億5,000万ということは、8,300人の人口で割りますと、一人に3万円程度の町民のお金を使わせていただく。全部が全部というわけではないんでしょうけれども、そういった工面も考えなければならない部分であるというふうに思います。

そういったことも含めて、ただし災害時の避難路の確保ということは、これは非常に大事な課題であり、今現在危険でなくても、そういった大地震の時に、通路を塞いでしまうのではないかとか、そういった家屋に対して何とかしなければならないという思いは同じであるわけでございますので、国の動きが・・・であることが、町としてそしたらそれに補助をつけて、空き家を除却していく方向を満たす・・・どうなのかということも含めて、十分様々な角度から検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小泉和也） 以上で、末光議員の大綱1を閉じます。

加藤議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。今回は、活動的な高齢者を増やすための対策についてお尋ねします。先ほど、町長も令和5年度は人口減少対策に力を入れるという言葉もありましたので、その質問に沿って、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

伊方町は、人口減少対策の一つ目に「働くシニア、アクティブシニアを増やす。」、二つ目に「子育て世代、特に女性の人口を増やす。」、三つ目に「就職期を迎えた若年者の転出抑制、転入促進を図る。」といった3つの柱を目標に人口減少対策に尽力されておりますが、今回はその中の一つに、「働くシニア、アクティブシニアを増やす。」についてお伺いいたします。

高齢者の皆様には、いつまでも元気に働いて、自分の楽しみの時間を過ごして欲しいですし、そういった楽しみの時間を持つことは、生きがいや活力にもつながり、充実した生活を送れる一つの原動力になるのではないかと思います。

また、その原動力になっている楽しみ、例えば、仕事に楽しみを持たれている方もおられるでしょうし、趣味を共有し、グループや同好会にして楽しい時間を共有されている方々もおられると思います。

伊方町内に多くのグループや同好会が有ると思っておりますが、高齢者同士のグループや同好会といったコミュニケーションの場は大切なものだと考えております。

なぜならば、閉じこもりにならず、自分らしく気の合う仲間や同じ趣味の仲間と楽しく活動することは、気軽にできる身近な介護予防にも繋がると思うからです。

楽しみには、運動から文化まで、様々あると思いますが、こういった高齢者の憩いの場、楽しみ
の場を存続させるために、伊方町として、今現在の支援と今後どの様にアクティブシニアを増やす
お考えなのかお尋ねします。

○議長（小泉和也） 只今の加藤議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 加藤議員の大綱1「活動的な高齢者を増やすために」のご質問にお答えをい
たします。

現在、直面している超高齢化社会で、一人一人がいつまでも生き生きと自分らしく暮らしていく
ためには、健康寿命を延ばすことが重要でございます。

従来からの「地域包括ケアシステム」を念頭に、それぞれの地域の実情に合った、医療・介護・
予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる体制として、「集落のグループホーム化」を実現を
させ、集落機能の向上を目指し、取り組んでいるところでございます。

さて、ご質問の、まず、「今現在の活動に対する具体的な支援」につきましては、高齢者が意欲
と能力を十分に発揮し、野菜づくりを通して、健康づくりや生きがいづくりに繋げる「野菜づくり
事業」を実施いたしております。

また、地域の人材や社会資源の活用を図るため、自立した日常生活が送れるよう居宅の要支援等
の方を支援するボランティア団体や地縁組織等に対し、「伊方町地域介護予防支援事業」により補
助金を交付いたしており、現在、2つの団体が居場所、通いの場の運営を行っております。

このほか、伊方町総合戦略推進施策に掲げるシルバー人材の生きがい支援事業として、社会福祉
協議会によるシルバー人材センターが行う事業に対し、補助を行っております。

現在の会員数は、55人で、令和元年度の40人から少しずつ増加しておりますが、令和6年度末
の目標であります100人を目指して、更なる普及啓発に努めてまいります。

次に、「今後どのようにアクティブシニアを増やすのか」につきましては、介護予防ボランティ
ア等養成事業において、調整役である「生活支援コーディネーター」が中心となり、訪問介護の生
活援助である掃除や洗濯、料理などを中心としたサービスの担い手を育成する「生活援助従事者研
修」や、デジタル機器の操作をサポートする「デジタル活用支援員の養成」に努めてまいります。

この他、歌やカラオケなど、音楽を活用した介護予防や機能訓練の実践指導者を養成する「音楽
健康指導士養成研修」の開催など、今年1月に就任をいたしました地域おこし協力隊の大木隊員と
連携をとりながら、高齢者のボランティア活動を通じた社会参加や地域貢献を推進するとともに、
ご自身の健康増進を図り、介護予防に繋げる取り組みを進めてまいります。

また、「集落のグループホーム化」におきましては、「伊方町チャレンジフィールドプロジェクト」を立ち上げており、町民の共助によるヘルスケアとICTを活用した高齢者福祉のDXを通し
て、「IKATAモデル」の創出に取り組んでおります。

本プロジェクトで実証実験を行ってまいりました「健康管理サービス」や「買い物支援」、「共食」などに関し、ICTを活用した住民サービスの向上を図ることで、住民が集会所に集まるきっかけづくりを進め、共助の基本となる人と人との繋がりを深める取り組みを実行してまいります。

人口減少が進む将来におきましても、持続可能な共助の仕組み「IKATAモデル」を構築し、地域の皆様が住み馴れた集落において、健康で楽しく、幸せに過ごせる、健康長寿のまちづくりを進めてまいります。

以上、加藤議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。加藤議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） 今現在二つの事業に対して交付していくということで、野菜づくり事業と伊方町地域介護予防支援事業等に支援があるのは分かりましたが、その町民の方にもこういった事業を知らない方もたくさんおられると思うんですが、こういった支援を受けるために条件ですね、どれぐらいの人数で、どういった申請が必要なのかを一つお聞きしたいのと、町民の方の中でその運動についての支援というのは何かをお尋ねしたいと思います。山登りを趣味にされている方もおられるでしょうし、日頃ウォーキングを常にされてる方も多いと思います。そういったその複数のグループでコミュニケーションを取るといえるのは、すごく認知予防・介護予防に繋がるといいますので、そういったところにも支援がないかお尋ねします。

○議長（小泉和也） 只今の加藤議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） まず、「野菜づくり事業」につきましては、老人クラブで一クラブ10人程度以上のクラブに年間3回野菜づくりの補助を行っており、老人クラブ等を通じて広報を行っているわけでございます。

次に、「介護予防支援事業」につきましても、老人クラブ等に・・を行っており、現在2団体に補助をしており、・に対する補助につきましては3万円、運営支援補助としまして年間6万円の補助を行っており、今後補助金については更に使いやすく検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

あと、運動機能につきましては、先ほど町長が答弁したふうに「集落のグループ化」におきまして「伊方町チャレンジフィールドプロジェクト」の中で運動についての支援・補助等も行っておりますので、よろしく願いいたします。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 答弁しましたように、健康寿命の延伸というのは、町にとっても非常に大き

な目的であるわけでございます。そういった中で、町民の皆様方が実績に様々な健康づくりの活動を行っていただけたというのは、大変ありがたいというふうに思っております。

ぜひそういったグループがございましたら、町のほうにご連絡をいただいて、こういった活動がしたいんだけど、町のほうで何か手助けをお願いできないかというふうなお声がけをいただきましたら、町としても積極的にそういったことに関わり、またできることはやってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。加藤議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） （町で「野菜づくり事業」にしても「介護予防支援事業」にしても、老人クラブが大きく表に立っているということで、ほかの活動をしている団体については、町に相談をすれば支援相談に乗ってもらえるということですね。

ほかの市町村を調べてみまして、先ほどの老人クラブも10人程度ということでしたが、島根県にある琴浦町、ここは人口1万人から2万人未満の全国住みたい田舎ランキング1位を取られた町ですが、ここにも介護予防サークル活動支援事業というのがありまして、40歳以上の町民で構成し、65歳以上の者が5人以上参加することで、月々3,000円で。小さいグループで同じ集落であっても、同じ趣味を持っている人がおられると思いますので、そういった細かいグループに対しても支援を町がしていただけたらと思います。

最後に、今後デジタル化も伊方町は進めていくということですが、なかなか高齢者にとったら難しい取扱いになると思いますので、できるだけ高齢者の方に分かりやすい、使いやすいデジタル化を進めていただけたらと思います。

最後に、小さいサークルとかに対して、支援をしていただけるかどうか、最後お伺いして終わりたいと思います。

○議長（小泉和也） 只今の加藤議員の大綱1再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） きめ細やかな対応というのは、心がけてまいりたいと思っております。

ただ、そのサークルが何でもサークルを作ったら助成してくれるということにはならない。そのサークルの目的でありますとか、活動内容でありますとか、そういったところは精査をさせていただいて、町の方向等を見ていく、していくものに対して様々な町の助成を考えていきたいというふうに思います。

さらにデジタル化に関しては、議員ご指摘のとおり当然デジタル化をして、それが使い勝手が悪いということになれば、何もならないわけでございますので、本来のデジタル化というのは使いやすいことが前提条件なので、今はその方向にあるんだろうというふうに思っております。町が考え

ておりますDXの推進におきましても、町民にとって使いやすいDXを目指して、しかもそれで生活が便利になるというところを目指してやってまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小泉和也） 以上で、加藤議員の一般質問を終わります。

続いて、木嶋議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 議長に許可をいただいたので、質問させていただきたいと思います。だいぶ暖かくなり、花粉も飛んできて私も苦勞してる一人なんですけど、なんとか頑張ってみんなで乗り切っていきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

早速ですが、大綱1住環境についてお尋ねします。日本全体に言えることではありますが、愛媛県など、地方の特に郡部の地域に於いて、ことさら顕著な少子化が近年よく叫ばれております。ご多分に漏れず伊方町もひどい減少の一途を辿っていて限界集落と言える所何ヶ所もでき、地域の維持が大変になっているのではないのでしょうか。街灯などを始め地区の維持には、住民の多少に関係なく維持管理費は必要です。少人数になればなる程1人当たりの負担は増えていきます。生まれて良かった伊方町、住んで良かった伊方町、高齢者にも優しい伊方町と言っていただけの町づくりを推進するためにも住環境の整備は不可欠であります。そこで提案とさせていただきます。

伊方町は青色発光ダイオードの発明でノーベル物理学賞を受賞された中村修二博士の生誕地であり、お父さんは九町、お母さんは大久ご出身でご本人も大久小学校に入学されていて生粋の伊方町民であることは皆さんご承知のとおりであると思います。伊方町にとっても誇りであり子どもたちには憧れの人でもあります。そんな偉大なる功績を称える意味でも世界に先駆けて1自治体がオールLED化を目指すプロジェクトを伊方町は進めては如何でしょうか。LEDは蛍光灯の半分の消費電力、寿命は白熱電球の20倍以上、蛍光灯の3倍以上あると言われております。こんな素晴らしい文明の力を使って町民の負担を軽減して欲しいと思います。

一般街灯や防犯灯だけでなく、学校や役場関連施設など公共施設への導入ができたとしたら想像できないくらい、多額な電気代の削減になります。少しでも財政に負担を掛けない努力も必要です。今後、電気代が上がり税収が減るのは目に見えて明らかであると思います。LED化にするにはかなりの初期投資が必要とは思いますが、ありがたい嬉しいことに道路・漁港・港湾の照明設備はかなりLED化が進められていると担当者から資料いただいたことで分かりました。また、地区内の防犯灯についても設置や電気料金の補助がなされているとのことでしたが、学校等の公共施設はまだまだこれからのようです。エネルギーの町、青色発光ダイオード発明者中村修二博士の出身地と言う事も世界に発信できる一石三鳥のチャンスではないかと思えます。公共設備などにどれ位の初期投資が要ってどれ位コスト削減ができるのかシミュレーションしてみたいかがででしょうか。

町長の見解をお尋ねします。

○議長（小泉和也） 只今の木嶋議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱1「住環境について」のご質問にお答えをいたします。

議員ご紹介のとおり、LEDは、伊方町出身の中村修二博士が発明した青色発光ダイオードの誕生により、光の三原色が揃うことで、広く世界に普及することとなりました。このことは、伊方町民の大きな誇りでございます。

また、LEDは、白熱電球や蛍光灯に比べ、消費電力や寿命において圧倒的に優れており、環境にもやさしく、経済的にも大きな期待が寄せられております。

国におけるLED化に関しましては、「地球温暖化対策計画」の中で、令和12年度（2030年度）までに、LED等の高効率照明の設置100%を目標に掲げ、国が率先して推進する施策として位置付けられており、今後、官民ともに急速にLED化が進んでいくものと考えております。

さて、ご質問の「公共設備等におけるLED化の初期投資やコスト削減のシミュレーションについて」ですが、まず、これまでの、公共施設におけるLED化について、その一部をご紹介をいたしますと、議員ご紹介の道路・漁港・港湾の照明施設につきましては、今年度、伊方地域の施設を対象に、事業費4,670万円をかけ整備をいたしており、令和5年度につきましては、瀬戸・三崎地域の設備及び茅トンネル、城の台トンネルの照明を対象に整備を行う予定となっております。

また、各地区の防犯灯につきましては、新設や更新の際のLED化や電気料につきましても、予算の範囲内で補助を行っております。

近年の事例としては、平成30年度に本庁舎ロビーの照明について、一部が老朽化による不具合が生じたため、事業費226万8千円をかけ、全18箇所についてLED化をいたしております。

また、本定例会で提案させていただいております令和5年度一般会計予算におきまして、三崎総合体育館のLED化改修経費として、3,384万7千円を計上いたしております。

コストの削減効果につきましては、先程ご紹介しました、伊方地域の道路・漁港・港湾施設に関しましては、LED化の前後で約100万円の電気代が削減をされております。

以上のように、本町における公共施設のLED化には、初期投資に係る財政負担の問題もあり、現時点では、老朽化等により機能が果たせなくなった箇所や施設の改修に併せて、LED化に取り組むことを基本といたしておりますので、今後、施設の状態に応じ、初期投資やコスト削減のシミュレーションも念頭に置いた、計画の策定を検討いたしたいと考えております。

以上、木嶋議員の大綱1に対する答弁といたします。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱1の再質問はありますか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） ありがたいことに結構取組も進んでいる様子で、何よりだと少し安堵しております。

ただ、これは先ほど町長も言われたように世界的なことでもあり、日本の国策でもあって、SDGsの環境整備にあたってどこもが取り組もうとしているところでもあります。

先ほども申しましたように、当町はLED開発研究でノーベル賞を受賞された中村修二氏の生誕地でもあり、原子力発電所の立地町でもあります。また、近年風力発電や太陽光発電とエネルギーの町としても世界中から注目されているわけでもあると思っております。

公共設備はもとより、近い将来には民間の事業所や住宅にもいきわたるような施策を検討していただきたいと、そんなふうに思っております。エネルギーのトップランナーとして世界中のお手本になれば、伊方町の知名度が上がり、あわよくば人口減少の歯止めにも繋がるんじゃないかなと思っております。

今後、伊方町独自の補助制度などを検討するお考えはないか町長にお尋ねします。

○議長（小泉和也） 只今の木嶋議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 民間がLED化することに対しても、町としての補助制度の創設という意味で捉えさせていただいてよろしいでしょうか。

今議員ご提案をいただいたことに関しましては、初めてこれ聞いたことであります。LED化に関しては、先ほど答弁しましたように三崎の体育館だけで三千数百万の工事費がかかる、大変電球を変えるだけでありますと安価で済むんですけども、設備そのものを変更しなければならない箇所もかなりあるやに伺っております。そういったところを見据えながら、庁舎、町関連の施設については損益分岐点等も考慮しながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

さらに、民間の企業あるいは個人の住宅等に関してのLED化の補助、町としてのということだろうと思しますので、その点については今後の検討課題として捉えさせていただいたらと思います。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 検討いただくということで、今後の楽しみにしていきたいと思いますが、やはりこれはかなりの投資が必要だと私も思っております。ただやはり先ほども言ったように、エネルギーの町として、何かやっぱり他のところとは違うなというような視点を見せていただいたり、いわば条例化をして、このぐらいのことであれば、これぐらいの事業の補助をすとか、そういうことも今後ご検討をいただければと思います。

最後になりますが、以前にもお尋ねしましたが、佐田岬は平地が少なく、急峻なところがたくさんあって、住宅もそのようなところに建ち、毎日が危険にさらされている地域がたくさんあります。子供から年配の高齢者の方にもみんなに優しい町、住んで良かった伊方町を築いていくためにも

、今回の環境整備に関連があると思われるので質問させていただきますが、以前にお尋ねした手すりなどのその後の進捗状況や計画などがありましたら、建設課長お尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小泉和也） 只今の木嶋議員の大綱1再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 住宅のLED化のことにつきましては、そういったことが補助事業になるのかどうかということも含めて、ゼロベースで今後の検討課題として捉えさせていただきたいというふうな意味での答弁で申し上げさせていただきます。

後段の分は、建設課長からご答弁をさせていただきます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（小泉和也） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 集落の状況と手すりの整備の現状等の取り組みについてのご質問でございますが、集落内の手すり等の住環境整備につきましては、毎年各地区から住民の意見や避難訓練等の検証を基に、新設や更新、改修などの要望が出されております。

これらの案件に関しまして、建設課においてはまず現地調査を行いまして、後に実施上の制約や効果等について区長さんとの合同で精査をした後で、緊急性の高いものについては順次対応をさせていただいております。

今後におきましても、高齢化に伴う・・・視点も併せまして、必要な箇所の整備を継続的に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（小泉和也） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。

続いて、田村議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告にしたがい、質問させていただきます。

大綱1「再生可能エネルギー発電施設について」、昨年9月定例会におきまして、私も6月定例会の一般質問で要望しておりました「伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」の条例制定をしていただきました。

制定後、小型の風車の新規設置に対して条例制定のおかげで、業者の態度、対応が変わってきたと住民の方々に言っていただきました。住民の不安の解消になり私も大変うれしく思っております。

また、既存の太陽光パネルの設置場所からの道路への土砂の流出があり、緊急車両の通行の妨げとなつてはいけないので、敷地内からはみ出さないように緑地帯や土留めを設ける規定を盛り込むように要望したところ、条例の施行規則に盛り込むという答弁をいただき、事業区域内の雨水、その他の地表水を排除する排水施設の設置または必要な措置など、さまざまな安全対策も施行規則に

盛り込んでいただきました。ただ、条例は条例施行後の設置に関して遡っての適用はしないということでした。

また、大型の風車に対しての問題が本条例では対応が難しい案件も出てまいりました。

そこで、より現実に対応した形にするべきだと思います。

そこで2点についてお尋ねをいたします。新しく設置される再生可能エネルギー発電施設に対しては、条例と施行規則が適用されて安心なのですが、既存施設への遡っての適用はできないということでしたが、現実問題として、雨が降ると土砂が流出している場所もあり、緊急車両の通行の妨げになってもいけませんので、業者に改善を求めるなどの必要があると思いますが、どのようにお考えで、どのように対処するべきかお考えをお尋ねいたします。

2点目「伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置・管理に関する条例」についてですが、第2条(5)において「該当行政区」の定義がなされております。そして第12条の(6)で(事業の届け出)の中で、該当行政区住民への説明会に係る報告書および該当行政区の同意書の写しの提出が必要と記されております。該当行政区に該当しなければ同意書の必要はないと解釈することができます。もどりまして、第2条(5)の該当行政区とは、区域内に事業区域を含む行政区を言う。なお、風力発電事業においては、住宅等から200mの範囲内に居住者のある行政区を、また太陽光発電については、住宅等から50mの範囲内に居住者のある行政区を含むとあります。この条例の定義する「再生可能エネルギー発電事業」とは第2条(2)において出力の合計が10kw以上5000kw未満と定義をされており、仮に住宅から300mのところから4000kw級の超大型風車が設置されても住民説明会が開かれても、200m以上離れているから同意書は必要ないということになります。現在、町内に建設されている58基の風車のほとんどは1000kwで風車が一番近い集落は三崎の灘地区、瀬戸のリゾート地区であります。現在、リプレースが進んでいる瀬戸ウインドヒルズのように、今後、大型化されリプレースという流れになってきます。現在、700m、800mに居住する住民から風車の音に対する不満がでてきているのに、この200mという定義は現実とかなり乖離していると思われまます。条例の定義する「再生可能エネルギー発電事業」とは出力の合計が10kw以上5000kw未満と定義されておりますから、大きさによって同意書を必要とする距離を変更するべきと考えます。この点について、どのように考えておられるかお尋ねします。

○議長(小泉和也) 只今の田村議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長(高門清彦) 議長

○議長(小泉和也) 町長

○町長(高門清彦) 田村議員の大綱1「再生可能エネルギー発電施設について」のご質問にお答えをいたします。

「伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」につきましては、議員の申されるとおり、昨年9月に制定させていただき、その旨、町ホームページで公表し、伊方町の区域内でFIT認定を得ている各事業者へ通知し、周知しているところでございます。

さて、ご質問1点目の「雨が降って土砂が流出した場合、緊急車両の通行の妨げにもなるが、どのように考えて、どのように対処するか」につきましては、条例及び施行規則は遡及して適用はできませんが、町のガイドラインで設置後の維持管理について規定しており、原因を調査し誠意をもって対応することを求めていますので、これに従いまして、設置後の障害に対しましては、町から事業者に連絡して改善を求め、改善後は現地確認を行っております。

なお、開発行為に伴い、隣接する道路等の一般供用施設に対し、土砂の流出等により機能を阻害する事象に対しましては、各施設管理者において原因者に対し、土砂撤去等の応急的な対応と、再発を抑制させる施設改善の指導を行っているところでございます。

ご質問2点目の「風車の規模によって同意書を必要とする区域を変更すべきではないか」につきましては、現行条例では、「住宅等から200mの範囲内に居住者のある行政区」として、該当行政区を定義いたしておりますが、議員ご指摘のとおり、地形的に受ける影響と風車の機種や特性を考慮する必要があると考えており、他市町村の現状も参考にしながら、距離的な要件も含め、見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上、田村議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。田村議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 1点目につきまして、先般この再生可能エネルギーに関しての担当課は観光商工課であります。道路に土砂の流出の可能性もあるということで、建設課のほうとも同行していただき、町民の方が何とかその土砂の流出があるので、緊急車両の通行の妨げにならないかと気になっているということがありましたので、建設課とともに現地に同行をさせていただきました。

そうしましたら、状況は大分改善されておりました。当時なかったフェンスの設置であるとか、また発電者を記名した看板であるとか、防草シートなど対処されておりましたから、恐らくその観光商工課のほうで業者に対する指導をしていただいたものと思うのですが、なかなかやっぱり時間がかかることもありますので、住民は解消するという意味でも業者にこのように改善するように要望はして、業者のほうにもこういうふうに対処するというような連絡をいただいていますみたいな、そういう経過報告もしてあげると安心されるのではないかと思いますし、また台風の後など、定期的にパトロールをしたりとか、もう少し住民の声を吸い上げやすい改正の整備をすることができないかをお尋ねします。

あと2点目についてなんです。先ほど町長のご答弁ありましたように、条例改正について大変検討いただけるということで、力強いお言葉をいただき、本当に安心をいたしました。

パブリックコメントを活用するとか、その対象地域の住民の声をもっと聞いていただくような場を持っていただくとか、条例改正に向けてそのようなことができないか、この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 全体の住民への周知等については、担当課のほうで留意してやってもらえるようにしたいと思いますし、台風後は職員それから道路作業員等々で町内、地元の方にもお願いをして道路の状況等についてはチェックをしております。

ただ、マンパワーには限りがございますので、ぜひ地元の皆様方にも気の付いた点があれば、町のほうにご連絡をいただくと大変ありがたいと思っております。

2点目の条例改正についての手続の問題だろうというふうに思います。様々なところは想定されますので、町としても慎重にどういうふうに進めるのかも含めて変更作業を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） なかなか今現在、ロシア・ウクライナの戦争問題等々ありまして、エネルギーの問題は非常に深刻な状況ではありますが、当初想定しなかったような条例の抜け道といいますか、そういうような状況も現在町内で見られているように思います。

というのは、約2,000kw級の風車3本が同一地区に建設中ではありますが、これは条例制定前の旧ガイドラインのときのことでありますが、本来でしたら同一地区に2,000キロが3本ということで6,000kwですので、5,000kwを超えるということで、県の環境アセスメントの対象になるのですが、発電契約を1本ずつに分けることにより、県のアセスメントがかなり手続も難しいですから、町のガイドラインのほうが安易に持つことができるというような恐らく思いから、このような想定外の個々に発電事業所を当てるといようなことをされているような状況があります。

なかなかこれ、いたちごっこみたいなどころではあるんですが、そういう現状に合わせて、引き続きチェックをしていただきまして、その都度都度現状に応じた条例の改正をしていただきまして、住民の安心に住めるような環境整備を続けていっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の大綱1再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 様々な立場によって様々なご意見がこの件についてはあるだろうというふうに思っております。

住民の方にとっては、ある意味これは迷惑施設だというふうな捉え方をされており、一方で地権者の方にとっては、自分の土地に所有権のもとで構築物を建てるのに、なぜ規制されなければならないのかというふうなご意見もあるわけでございます。

議員ご指摘のようにまだ法整備という意味において、この点については十分整っていくことは言い難い面もあります。この点については、国のほうに私からも今までも申し上げてまいりましたし、今協議もしているような状況であるわけでございます。まだまだ様々な角度からその点について検討をしなければならないところが多々あるというふうに、私も認識をいたしております。

全国状況を見ますと、大体50kwを上限にして、小型風力の条例を作っているというのがほとんどでありますから、これも100から300メートルというところで、500メートルというふうな規定がほとんどというふうに、今調べたところでは認識をしております。

都道府県によっても愛媛県は500キロ以上が県の条例になるんですけども、県によってそれも7,500であったり、条例そのものがない県もあるというふうなことで、まだ整備が本当に整っている状況とは言えない。その中で町として条例の中でどういうふうなことができるのかということも含めて、検討をしてみなければならぬというふうに思っております。以上です。

○議長（小泉和也） 以上で、田村議員の一般質問を終わります。

休憩 11時21分

再開 11時30分

議案第3号

○議長（小泉和也） 再開いたします。日程第5「伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 議案第3号 伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。

第7条の次に、第7条の2、利用乳幼児の安全の確保を図るため、安全計画の策定等に係る規定を加え、2頁をお願いいたします。第7条の3、自動車の運行する場合の所在の確認に係る規定を加えるものであります。

3 頁をお願いいたします。第 10 条のただし書き及び第 13 条、懲戒に係る権限の乱用禁止の規定を削り、第 14 条第 2 項中、職員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修、訓練の実施について追記するものであります。

附則として、1 に、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行、ただし、第 13 条の改正規定は、公布の日から施行するとし、2 に、改正後の条例第 7 条の 3 第 2 項の規定の適用についての経過措置を規定しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 3 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号「伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 4 号

○議長（小泉和也） 日程第 6 「伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第 4 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 議案第 4 号 伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、国の、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正をするものでございます。

参考資料でご説明いたしますので、参考資料の新旧対照表をお願いいたします。第 6 条の次に、第 6 条の 2、児童の安全確保を図るため、安全計画の策定等に係る規定を、第 6 条の 3、自動車の運行する場合の所在の確認に係る規定を加えるものであります。

2 頁をお願いいたします。第 10 条第 3 項中、放課後児童支援員の資格要件に、研修を終了することを予定している者を追記し、拡充するものであります。第 12 条の 2 は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定等に係る規定を加えるものであります。

3 頁をお願いいたします。第 13 条第 2 項中、職員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修、訓練の実施について追記するものであります。附則として、1 に、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するとし、2 に、改正後の第 6 条の 2 の規定の適用については経過措置を規定して

おります。

以上、ご審議のうえご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第4号「伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号

○議長（小泉和也） 日程第7「伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」議案第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第5号 伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの改正は、健康保険法施行令等の一部を改正されることに伴う出産育児一時金の改正となっております。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。第5条の出産育児一時金については、これまでの408,000円から488,000円に引き上げるものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から適用することといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第5号「伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第6号

○議長（小泉和也） 日程第8「伊方町製氷施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（菊池暁彦） 議長

○議長（小泉和也） 農林水産課長

○農林水産課長（菊池暁彦） 議案第6号 伊方町製氷施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの改正は、利用料金の上限見直しのための、改正となっております。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。

今回、他の類似施設との比較等も実施いたしまして、現行、水産業者の1kg当たり6円を10円に、一般の1kg当たり10円を30円に改正を行い、改めて上限金額を定めるものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行することといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第6号「伊方町製氷施設条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第7号

○議長（小泉和也） 日程第9「伊方町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について」議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第7号 伊方町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、同法が地方公共団体にも適用されることとなったことに伴い、同法の施行に関し、必要な事項を定めるものであります。

条例案の内容について説明をいたしますので、議案の1頁をお願いいたします。第1条は、条例の趣旨で、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。第2条では、用語について、法及び法律施行令で使用する用語の例によるとしています。第3条は、開

示請求に係る手数料について、個人情報の写しの作成及び送付に要する費用の負担について。第4条では、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について、手数料の金額についてを。最後に、第5条は、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定めるとしています。

2頁をお願いします。なお、附則において、この条例は、法律の施行の日の、令和5年4月1日から施行するといたしております。

また、「伊方町個人情報保護条例」は廃止すること、さらに、経過措置として、令和5年4月1日以前に発生した事案の扱いにつきましては、従前の規定を適用するとし、あわせて、伊方町情報公開条例の一部改正につきましても、本条例制定に基づき、行うものであります。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第7号「伊方町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第8号

○議長（小泉和也） 日程第10「伊方町文化交流施設設置条例制定について」議案第8号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（小泉和也） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議案第8号 伊方町文化交流施設設置条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、佐田岬半島の総合的な理解を深めることにより、町民の生涯学習及び地方文化の振興と発展に寄与するため、伊方町文化交流施設を設置し、その管理運営に必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

それでは、本条例の内容につきまして、ご説明いたしますので、1頁をお開き願います。第1条の設置につきましては、先程の提案理由と重複しますので、省略させていただきます。第2条では名称を伊方町文化交流施設佐田岬半島ミュージアムとし、位置を伊方町塩成乙293番地としております。第3条では、施設で行う事業を第4条では施設に置く職員について定めております。第5条から2頁の第7条にかけて、入館料に関する事項を、第8条で入館等の制限に関する事項を定めております。入館料、使用料の額につきましては、後程、別表でご説明いたします。第9条から第11

条では施設の使用に関する事項を定めております。第 12 条から 3 頁の第 15 条までで、使用料に関する事項を定めております。第 16 条で資料の館外貸し出しに関する事、第 17 条で施設、資料の損害賠償に関する事を定め、第 18 条で施設に運営協議会を置く事を定めております。第 19 条でこの条例の施行に関し必要な事項は規則で定める事としております。

4 頁をお開きください。この条例の施行日につきましては、附則におきまして、令和 5 年 4 月 1 日としております。

最後に、別表第 1、第 2 にて、別途規則で定める入館料、使用料の上限額を定めております。まず、入館料でございますが、別表第 1 のとおり、1 人 1 回につき 500 円以内、15 人以上の団体の場合は 400 円以内。企画展示は 5,000 円以内と定めております。

次に、施設の使用料でございますが、別表第 2 のとおり、企画展示室について、入館料等を徴収せず使用する場合は 1 日につき 3,000 円以内、入館料等を徴収する場合は 8,000 円以内、会議室、町民活動室の使用は 1 時間につき 500 円以内とし、冷暖房施設使用時は 5 割加算、町外の者が使用する場合は更に 5 割加算と定めております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 8 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号「伊方町文化交流施設設置条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

発議第 1 号

○議長（小泉和也） 日程第 11「伊方町議会基本条例制定について」発議第 1 号を議題といたします。本件につきましては、2 月 17 日開催の議会改革特別委員会で協議確認されておりますので、提出者の説明は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、これを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。提出者の説明はこれを省略いたします。これより、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、発議第 1 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、発議第 1 号「伊方町議会基本条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

発議第2号

○議長（小泉和也） 日程第12「伊方町議会個人情報保護条例制定について」発議第2号を議題といたします。本件につきましても、2月17日開催の議会改革特別委員会で協議確認されておりますので、提出者の説明は、会議規則第39条第3項の規定により、これを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、提出者の説明はこれを省略いたします。これより、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、発議第2号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、発議第2号「伊方町議会個人情報保護条例制定について」は、原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。再開は、13時からです。

休憩 11時51分

再開 13時00分

議案第9号

○議長（小泉和也） 再開いたします。日程第13「令和4年度伊方町一般会計補正予算（第10号）」議案第9号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第9号 令和4年度伊方町一般会計補正予算（第10号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ2億1,940万5千円を減額し、総額を112億5,678万6千円とするものであります。

内容といたしましては、各事業費等の精算見込による減額のほか、主な増額として、歳出につきましては、財政調整基金積立金に3,437万1千円、亀ヶ池温泉再建基金積立金に130万円、水道事業会計補助金に1億1,000万円、鳥津道路新設基金積立金に1億円、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業に480万円などを計上いたしております。

一方、歳入につきましては、地方交付税に1億3,506万3千円、過年度災害復旧費負担金に1,086万9千円、鳥津道路新設基金積立金交付金に1億円、三崎港港湾維持管理交付金に2,159万1千円などを計上いたしております。

次に、第2表継続費補正については、今年度、事業が完了した「亀ヶ池温泉本館再建工事設計委託業務」の精算に伴い、令和4年度の年割額を減額するものでございます。

次に、第3表繰越明許費補正については、24事業5億1,072万2千円について、追加計上するとともに、12月定例会でご承認いただいた「生活応援マイナ普及事業」について、繰越限度額の変更を行うものでございます。

以上、令和4年度伊方町一般会計補正予算（第10号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。

予算書の25頁をお開きください。

1 款 議会費

1 項 議会費（25頁） 質疑ありませんか。

2 款 総務費

1 項 総務管理費（25頁～30頁） 質疑ありませんか。

2 項 徴税費（31頁） 質疑ありませんか。

3 項 戸籍住民基本台帳費（31頁～32頁） 質疑ありませんか。

4 項 選挙費（32頁～33頁） 質疑ありませんか。

5 項 統計調査費（33頁） 質疑ありませんか。

3 款 民生費

1 項 社会福祉費（33頁～35頁） 質疑ありませんか。

2 項 児童福祉費（36頁～37頁） 質疑ありませんか。

3 項 老人福祉費（37頁～38頁） 質疑ありませんか。

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費（39頁～43頁） 質疑ありませんか。

2 項 清掃費（43頁） 質疑ありませんか。

3 項 水道費（43頁） 質疑ありませんか。

4 項 下水道費（44頁） 質疑ありませんか。

6 款 農林水産業費

1 項 農業費（44頁～46頁） 質疑ありませんか。

2 項 林業費（46頁） 質疑ありませんか。

3 項 水産業費（46頁～47頁） 質疑ありませんか。

7 款 商工費

1 項 商工費（48頁～49頁） 質疑ありませんか。

8 款 土木費

- 1 項 土木管理費（49 頁～50 頁） 質疑ありませんか。
- 2 項 道路橋梁費（50 頁～51 頁） 質疑ありませんか。
- 3 項 港湾費（51 頁） 質疑ありませんか。
- 4 項 住宅費（52 頁） 質疑ありませんか。
- 5 項 公園費（52 頁～53 頁） 質疑ありませんか。
- 6 項 公共下水道費（53 頁） 質疑ありませんか。
- 7 項 集会所費（53 頁） 質疑ありませんか。

9 款 消防費

- 1 項 消防費（54 頁～55 頁） 質疑ありませんか。

10 款 教育費

- 1 項 教育総務費（55 頁～57 頁） 質疑ありませんか。
- 2 項 小学校費（57 頁～58 頁） 質疑ありませんか。
- 3 項 中学校費（58 頁～59 頁） 質疑ありませんか。
- 4 項 社会教育費（59 頁～61 頁） 質疑ありませんか。
- 5 項 保健体育費（61 頁～62 頁） 質疑ありませんか。

11 款 災害復旧費

- 2 項 公共土木施設災害復旧費（62 頁） 質疑ありませんか。
- 4 項 文教施設災害復旧費（62 頁） 質疑ありませんか。

12 款 公債費

- 1 項 公債費（63 頁） 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、歳入に入ります。13 頁をお開きください。

2 款 地方譲与税

- 2 項 自動車重量譲与税（13 頁） 質疑ありませんか。
- 4 項 森林環境譲与税（13 頁） 質疑ありませんか。

3 款 利子割交付金

- 1 項 利子割交付金（13 頁） 質疑ありませんか。

6 款 法人事業税交付金

- 1 項 法人事業税交付金（13 頁） 質疑ありませんか。

8 款 自動車税環境性能割交付金

- 1 項 自動車税環境性能割交付金（13 頁） 質疑ありませんか。

9 款 地方特例交付金

- 2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金（14 頁） 質疑ありませんか。

10 款 地方交付税

- 1 項 地方交付税（14 頁） 質疑ありませんか。
- 11 款 交通安全対策特別交付金
 - 1 項 交通安全対策特別交付金（14 頁） 質疑ありませんか。
- 12 款 分担金及び負担金
 - 1 項 分担金（14 頁） 質疑ありませんか。
 - 2 項 負担金（15 頁） 質疑ありませんか。
- 13 款 使用料及び手数料
 - 1 項 使用料（15 頁） 質疑ありませんか。
 - 2 項 手数料（15 頁） 質疑ありませんか。
- 14 款 国庫支出金
 - 1 項 国庫負担金（15 頁～16 頁） 質疑ありませんか。
 - 2 項 国庫補助金（16 頁～17 頁） 質疑ありませんか。
- 15 款 県支出金
 - 1 項 県負担金（18 頁） 質疑ありませんか。
 - 2 項 県補助金（18 頁～19 頁） 質疑ありませんか。
 - 3 項 委託金（20 頁） 質疑ありませんか。
- 16 款 財産収入
 - 1 項 財産運用収入（20 頁） 質疑ありませんか。
 - 2 項 財産売払収入（20 頁） 質疑ありませんか。
- 17 款 寄附金
 - 1 項 寄附金（20 頁） 質疑ありませんか。
- 18 款 繰入金
 - 2 項 基金繰入金（21 頁） 質疑ありませんか。
- 20 款 諸収入
 - 2 項 町預金利子（22 頁） 質疑ありませんか。
 - 5 項 貸付金元利収入（22 頁） 質疑ありませんか。
 - 7 項 雑入（22 頁～24 頁） 質疑ありませんか。
- 21 款 町債
 - 1 項 町債（24 頁） 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、表紙に返って「継続費の補正 第2条 第2表」第2表は、7 頁にあります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、表紙に返って「繰越明許費の補正 第3条 第3表」第3表は、8 頁～9 頁にあります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、表紙に返って「地方債の補正 第4条 第4表」第4表は、10頁にあります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

この補正予算全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第9号「令和4年度伊方町一般会計補正予算（第10号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第10号

○議長（小泉和也） 日程第14「令和4年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」議案第10号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第10号 令和4年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明いたします。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,261万7千円を減額し、総額を16億2,086万8千円。

直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ608万8千円を減額し、総額を4億3,854万5千円とするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出より主なもののご説明をいたしますので、7頁をお願いいたします。

2款1項療養諸費は、療養給付費等の決算見込みにより、1億3,114万6千円を減額しております。

8頁をお願いいたします。2款2項高額療養費につきましては、決算見込みにより、1,278万4千円減額しております。

10頁をお願いします。7款1項基金積立金は令和3年度前年度繰越金の1/2以上を基に、3,664万円を計上しております。

9款2項繰出金は、へき地直営診療所の運営費に係る、特別調整交付金の交付見込額に合わせて、6,312千円増額しております。

次に歳入でありますが、6頁をお願いいたします。4款1項県補助金は、今年度の交付見込額に基づき、1億4,030万2千円を減額しております。

続きまして、直営診療施設勘定をご説明いたします。九町診療所の歳出からご説明いたしますので、28頁をお願いいたします。2款1項医業費は、決算見込みにより132万4千円減額しております。

これに対する歳入ですが、27 頁をお願いいたします。5 款 1 項他会計繰入金は、決算の推計により 926 万 3 千円減額しております。5 款 2 項事業勘定繰入金は、特別調整交付金の交付見込みに基づき、827 万 9 千円増額しております。

次に、瀬戸診療所の歳出について、ご説明いたしますので、35 頁をお願いいたします。1 款 1 項施設管理費は、人件費等の減により 257 万 3 千円減額しております。

これに対する歳入ですが、34 頁をお願いいたします。5 款 1 項他会計繰入金は、決算の推計により、1,196 万 2 千円減額しております。

次に、串診療所の歳出について、ご説明いたしますので、43 頁をお願いいたします。2 款 1 項医療費は、決算見込みにより、80 万減額しております。

これに対する歳入ですが、41 頁をお願いいたします。1 款 2 項、外来収入は、決算見込みにより、85 万 7 千円減額、1 款 3 項その他の診療報酬収入は、決算見込みにより、98 万 9 千円増額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 10 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号「令和 4 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 11 号

○議長（小泉和也） 日程第 15「令和 4 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 11 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（小泉和也） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議案第 11 号 令和 4 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、予算総額から、歳入歳出それぞれ 324 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,918 万 1 千円とするものでございます。

まず、歳入から説明させていただきますので、5 頁をお開き願います。1 款 1 項 1 目給食費徴収金につきましては、学校行事等の影響や警報発令等による臨時休校により、当初予定しておりました給食数が、約 12,115 食の減となるため、現年度分を 337 万 5 千円の減額、また、滞納繰越分を現在の収納状況の見込みにより、13 万 9 千円増額しております。2 款 1 項 1 目一般会計繰入金につ

きましては、9月補正で計上させていただいた値上げ相当分の補助の実績、並びに検食用の材料費等の実績を見込み、2万円を減額しております。4款1項1目諸収入につきましては、消費税還付金を1万2千円を計上及び廃油引取料を2千円減額し、1万円を計上いたしております。

次に、歳出につきましてご説明いたしますので、6頁をお開き願います。1款1項1目給食費につきまして、先ほどの、歳入予算の減額に伴い、賄材料費を324万6千円減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） ここ最近材料費とか、本当にこう物価がどんどんどんどん上がって、今年度の関係についてはこの補正でというかたちなんでしょうけども、来年度以降その給食費の単価と言いますか、そこらの見直しというのは考えておられるかどうか、そこを1点お願いします。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（小泉和也） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 当初予算の方で計上させていただいておりますが、単価につきましては、30円増の計算で計上させていただいております。町長の開会の挨拶にもありましたように、半額補助の事業案も提案させていただいております。以上です。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第11号「令和4年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第12号

○議長（小泉和也） 日程第16「令和4年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」議案第12号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第12号「令和4年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,027万1千円を減額し、総額を1億8,408万3千円とするものでございます。

歳出より、ご説明いたしますので、6頁をお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付

金は、保険料算定額の減額変更に伴い、1,012万7千円減額しております。4款保健事業費は、健康診査の受診者数の減少に伴い、委託料を14万1千円減額しております。

次に歳入でございますが、5頁をお願いいたします。1款1項後期高齢者医療保険料は、収納見込みにより、1,160万7千円減額しております。2款1項一般会計繰入金は、決算推計により、161万1千円を増額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第12号「令和4年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第13号

○議長（小泉和也） 日程第17「令和4年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第4号）」議案第13号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 議案第13号 令和4年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,153万7千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ14億941万4千円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ83万7千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,292万4千円とするものでございます。

それでは、補正の主なものについて、保険事業勘定の歳出からご説明いたしますので、8頁をお願いいたします。2款保険給付費でございますが、決算見込みにより、1項介護サービス等諸費では、1,196万8千円を減額しております。

9頁をお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費では、159万9千円を減額しております。

10頁から11頁の6項特定入所者介護サービス等費につきましては、決算見込みにより、484万9千円を減額しております。

次に、5款地域支援事業費でございますが、12頁の3項包括的支援事業任意事業費で222万円を減額しております。

13頁をお願いいたします。6款基金積立金でございますが、決算見込みにより205万円を増額し

ております。

これに係る歳入ですが、5 頁をお願いいたします。1 款 1 項介護保険料は 1 号被保険者数の減少等により、956 万 3 千円を減額しております。4 款国庫支出金から、6 頁の 5 款支払基金交付金、6 款県支出金につきましては、介護給付費等の決算見込み額から算出した、負担金・補助金等の決算見込み額により、補正計上しております。

次に、8 款 1 項一般会計繰入金につきましては、決算見込み額から算出した一般会計負担分について、417 万 8 千円を減額しております。

7 頁の 2 項基金繰入金につきましては、決算見込みにより 675 万 6 千円を減額しております。

続いて、介護サービス事業勘定ですが、28 頁をお願いいたします。歳出の 1 款サービス事業費 1 項介護予防サービス事業費でございますが、人件費、事務費の決算見込みにより、総額で 83 万 7 千円を減額しております。

これに係る歳入でございますが、27 頁をお願いいたします。決算見込みにより、1 款 1 項介護予防給付費収入から、2 項介護予防ケアマネジメント費収入、2 款繰入金まで、総額で 83 万 7 千円を減額しております。

以上、令和 4 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 14 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号「令和 4 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 14 号

○議長（小泉和也） 日程第 18「令和 4 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 14 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（小泉和也） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 14 号 令和 4 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,106 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 908 万 9 千円とするものでございます。

まず、歳出であります。9 頁をお願いいたします。主なものとしまして、1 款 1 項 1 目公共下

水道管理費の10節需用費は実績見込みとして86万2千円を増額しています。12節委託費は337万4千円減額しています。これは、処理場運転保守管理委託費の水質検査回数の減及び汚泥処理量の減、公営企業法適用移行支援業務委託の入札減によるものです。13節使用料及び賃借料は21万8千円を減額しています。これは、災害時等の停電対応に伴う発電機リース料の減によるものでございます。14節工事請負費は447万5千円減額しています。これは、維持管理修繕工事の実績見込みとしてしています。18節負担金補助及び交付金を195万円減額しています。これは、下水道接続促進事業補助金等の実績見込みとしております。2款1項1目公共下水道建設費、ストックマネジメント事業分、マンホールポンプ更新工事及びマンホール蓋更新工事の実績見込みとして172万5千円減額しています。

続きまして歳入ですが、7頁をお願いいたします。1款1項1目公共下水道使用料を158万5千円実績見込みとして減額補正しています。2款1項1目公共下水道建設費、国庫補助金は実績見込みとして100万円を減額補正しております。3款1項1目一般会計繰入金は歳出の減により、194万2千円を減額。

次の頁をお願いいたします。5款1項1目公共下水道債は企業債借入無しで900万円を減額。6款1項1目繰越金は前年度ストックマネジメント事業分の入札減少分、246万4千円を増額補正しております。

3頁をお願いいたします。第2表の繰越明許費でございます。2款1項の公共下水道建設費ですが国費事業分の2事業の2,000万円としております。繰越理由にしきましては仁田之浜マンホールポンプ等更新工事及び灘地区マンホール蓋更新工事については修繕・改築計画により更新する機器の選定変更及び工法の選定に不測の日数がかかったのと、交通誘導員がコロナ渦により人員確保困難等により年度内完成が難しくやむなく繰越をお願いするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第14号「令和4年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第15号

○議長（小泉和也） 日程第19「令和4年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第1号）」議案第15号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（小泉和也） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 15 号 令和 4 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 321 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5,896 万円とするものでございます。

まず歳出であります。7 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目小規模下水道管理費でございますが、実績見込みとして減額しております。主なものとして、18 節負担金補助及び交付金を 315 万円減額しております。これは、下水道接続促進事業補助金等の実績見込みとなったためであります。3 款基金積立金ですが、小規模下水道維持基金の利息見込みとして減額しております。

続きまして歳入ですが、5 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目下水道使用料を 50 万 9 千円実績見込みとして減額補正しております。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 249 万 2 千円の減額、3 款 2 項 1 目基金繰入金 19 万 8 千円の増額、4 款 1 項 1 目雑入は消費税還付金として消費税及び地方消費税の確定により 41 万 4 千円の減額としております。

6 頁をお願いいたします。5 款繰越金、5 千円増額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 15 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号「令和 4 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 16 号

○議長（小泉和也） 日程第 20「令和 4 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 16 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（小泉和也） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 16 号 令和 4 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 704 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,226 万 5 千円とするものでございます。

まず歳出であります。7 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理でございますが、実績見込みとして増額しております。2 款 1 項 1 目建設改良費でございますが、事業量の確定に伴い減

額しております。主なものとして14節工事請負費365万7千円及び18節負担金、補助及び交付金の合併処理浄化槽転換促進事業補助金等の345万円を減額しております。

次に歳入ですが、5頁をお願いいたします。事業費の確定及び実績見込みとして、1款分担金及び負担金51万5千円、2款使用料4万8千円、3款国庫支出金609万9千円、4款県支出金98万8千円それぞれ減額しています。

6頁をお願いいたします。5款一般会計繰入金は補助対象工事とならない工事分の増額に伴い73万2千円の増額としております。6款諸収入は消費税及び地方消費税の確定により12万3千円を減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第16号「令和4年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第17号

○議長（小泉和也） 日程第21「令和4年度伊方町水道事業会計補正予算（第2号）」議案第17号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（小泉和也） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第17号 令和4年度伊方町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

表紙の第2条収益的収入及び支出ですが、水道事業収益におきまして1億1,243万7千円を増額し、総額を4億3,025万3千円とするものでございます。

主に、第1項営業収益におきましては、248万8千円を増額。第2項営業外収益におきましては、1億996万円を増額。主に、公営企業繰出基準に基づかない繰出金、収益的収支均衡処置分として他会計補助金1億1,000万円を計上したことによるものでございます。

次に、支出ですが水道事業費用196万9千円を増額し、総額4億1,474万円2千円とするものでございます。主に、第1項営業費用につきましては、実績見込みとして387万9千円減額。第2項営業外費用におきまして、補正予算に伴う消費税の再計算により685万9千円を増額したことによるものです。

第4項予備費におきまして、100万円を減額したことによるものでございます。

次の頁をお願いします。第3条の資本的支出におきまして、4,209万3千円を減額し、総額9,564万4千円とするものでございます。これは、第1項建設改良費において、事業費が確定したことにより減額したものであります。

第4条について、予算5条に定めた継続費の総額及び年割額を実績にて改めています。第5条についても予算8条に定めた経費、職員給与費の金額を改めています。

以下、予算に関する説明書の1頁から10頁につきましては、補正予算実施計画書、補正予算実施計画明細書を、11頁以降につきましては、令和4年度予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書及び令和4年度予定貸借対照表を添付していますので、お目通しください。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第17号「令和4年度伊方町水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第18号～議案第27号

○議長（小泉和也） 日程第22「令和5年度伊方町一般会計予算」議案第18号から日程第31「令和5年度伊方町水道会計予算」議案第27号までの予算関係10議案を会議規則第37条の規定に基づき一括審議といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第18号 令和5年度伊方町一般会計予算から議案第27号 令和5年度伊方町水道事業会計予算までの10議案の説明を申し上げます。

まず、令和5年度伊方町一般会計予算でございますが、予算総額は、108億7,298万3千円で、前年度に比べ、9億7,096万3千円、率にして、9.81%の増となっております。

令和5年度に盛り込んだ歳出予算の特色といたしまして、保健・医療・福祉の分野では、学校給食費の半額補助事業に、1,168万2千円、障がい者グループホーム整備事業に、1億5,400万円を計上しております。

社会基盤の分野では、亀ヶ池水質環境改善対策検討業務委託に、1,485万円、大久地区法面対策工事に、1億9,273万1千円を計上しております。

防災・減災の分野では、災害時医薬品・医薬資器材の購入に、113万5千円、八幡浜地区施設事務組合消防事業負担金に、2億9,271万4千円を計上しております。

移住・定住の分野では、民間賃貸住宅整備支援事業に、1,500万円、新規事業・事業継続チャレンジ支援事業補助金（略称：いーチャレ）に、3,500万円を計上いたしております。

産業・観光の分野では、獣肉処理加工施設整備に対する補助に、1,660万円、観光施設へのEV急速充電器整備及び維持経費に、2,257万3千円を計上しております。

教育・スポーツ・文化の分野では、三崎小中学校体育館屋根改修事業に、4,030万4千円、三崎総合体育館照明器具LED化改修事業に、3,549万7千円を計上いたしております。

住民協働・行財政の分野では、新伊方町誌の編纂業務委託の令和5年度事業費として565万2千円、ふるさと納税関連経費に8,701万2千円を計上しております。

その他の重要施策事業として、伊方町チャレンジフィールドプロジェクトの推進に1,600万円、タウンプロモーションの取り組みに係る経費として、1,830万8千円を計上しております。

これに対します歳入は、固定資産税ほか町税に、34億3,363万9千円、地方交付税に、19億9,000万円、国庫支出金に、電源立地地域対策交付金及び原子力発電施設基盤整備支援交付金（廃炉分）など、12億681万5千円、県支出金に、核燃料税交付金及び漁村再生交付金など、6億8,310万1千円、繰入金に、財政調整基金繰入金及び公共用施設維持運営基金繰入金など、26億2,792万円、最後に、町債は、合併特例事業など、1億8,110万円を計上しております。

以上、令和5年度一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計及び企業会計の各会計につきましては、国民健康保険特別会計の事業勘定に、17億5,938万7千円、3診療所の直営診療施設勘定に、4億6,354万9千円、学校給食特別会計に、3,468万5千円、後期高齢者医療保険特別会計に、1億8,616万3千円、介護保険特別会計の保険事業勘定に、13億6,853万9千円、介護サービス事業勘定に、1,678万9千円、公共下水道事業特別会計に、5億260万7千円、小規模下水道事業特別会計に、1億103万6千円、特定地域生活排水処理事業特別会計に、7,247万3千円、風力発電事業特別会計に、5,872万8千円、最後に、水道事業会計に、5億5,690万円を計上いたしております。

以上、一般会計、特別会計8会計及び企業会計の、全10会計の予算総額は、159億9,383万9千円で、前年度に比べ、13億2,925万9千円、率にして9.06%の増となっております。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、改めて担当課長より説明させていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） お諮りいたします。ただ今説明のありました、令和5年度各会計予算の取り扱いにつきましては、お手元に配布の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの各常任委員会へ付託し、委員会条例第2条の規定に基づき、会期中において、合同による審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、令和5年度伊方町一般会計予算以下、予算関係10議案を総務文教厚生、産業建設の各常任委員会に付託し、会期中における合同審査とすることに決定しました。

散会宣告

○議長（小泉和也） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これにて、散会するものですが、本定例会の会期中日程を念のためお伝えしておきます。10日から13日は、休会。14日は、午前10時から各常任委員会合同によります令和5年度予算の審議を行います。15日は、休会。16日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

(閉会時間 13時56分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員